

## 大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号中「防火対象物で」を「防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物（規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）のうち、同表(13)項に掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であるものを除く。）で」に改める。

第40条第1項第2号中「及び(3)項ロ」を「に掲げる防火対象物及び同表(16)項イ」に、「防火対象物」を「防火対象物（同表(2)項に掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものに限る。）」に改め、「、同表(2)項に掲げるものにあつては」及び「、同表(3)項ロに掲げるものにあつては1,500平方メートル以上」を削り、同項中第5号を第7号とし、同項第4号中「防火対象物」を「防火対象物（主たる用途が同表(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物を除く。）」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 主たる用途が令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物の地階又は無窓階で、同表(1)項から(8)項まで、(9)項イ及び(12)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

第40条第1項中第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 令別表第1(3)項ロに掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物（同表(3)項ロに掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものに限る。）の2以上の階のうち、地階、無窓階又は

4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの

第40条第3項中「第13条、」を「第13条第2項及び第3項、」に、「及び第15条」を「並びに第15条」に改める。

第42条第1項第3号中「令」を「小規模特定用途複合防火対象物及び令」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「令」を「小規模特定用途複合防火対象物及び令」に、「建築基準法」を「これらの防火対象物で建築基準法」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号の次に次の1号を加える。

(2) 主たる用途が令別表第1(5)項ロに掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物（建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当するものを除く。）の部分のうち、同表(1)項から(6)項まで及び(9)項イに掲げる用途に供する部分で、その床面積の合計が200平方メートル以上のもの

第42条第2項中「第3項」を「第3項並びに規則第23条（第4項第1号へを除く。）、第24条（第5号ロ括弧書、ハ括弧書及びニ括弧書、第5号の2ロ(イ)括弧書及び(ロ)括弧書並びに第8号の2イ括弧書を除く。）及び第24条の2」に改める。

第45条第1項中「令別表第1(5)項ロ、(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物（同表(16)項ロに掲げる防火対象物に存するものを含み、同表(7)項に掲げる防火対象物」を「次に掲げる防火対象物又はその部分（令別表第1(7)項に掲げる防火対象物又はその部分」に、「で採光」を「又はその部分で採光」に改め、「で、床面積の合計が300平方メートル以上のもの」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 令別表第1(5)項ロ、(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物又は同表(16)項ロに掲げる防火対象物に存するものを含む。）で、床面積の合計が300平方メートル以上のもの

(2) 主たる用途が令別表第1(5)項ロ、(7)項及び(12)項に掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、主たる用途に供する部分並びに同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供する部分で、その床面積の

合計が300平方メートル以上のもの

第45条第2項中「(7)項に掲げる防火対象物(」を「(7)項に掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物又は」に改め、「(同表(16)項口に掲げる防火対象物に存するものを含む。)」を削り、「除く。)」を「除く。)」又は主たる用途が同表(5)項口及び(7)項に掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、主たる用途に供する部分並びに同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供する部分で、その床面積の合計が300平方メートル以上のもの(日出時から日没時までの間のみ使用する防火対象物の部分で採光が避難上十分であるものを除く。)」に改める。

第46条第1項第1号中「、(13)項及び」を「及び(13)項に掲げる防火対象物並びに同表」に、「防火対象物」を「防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物及び同表(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものを除く。)」に、「除く」を「除く。次号において同じ」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 主たる用途が令別表第1(10)項及び(13)項に掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物の地階又は無窓階で、主たる用途に供する部分並びに同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

第46条第2項中「前項第1号」を「前項第1号及び第2号」に、「同項第2号」を「同項第3号」に改め、同条第4項中「第1項第1号及び」を「第1項第1号及び第2号並びに」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年 9 月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

屋内消火栓設備等に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市火災予防条例 (抄)

(屋内消火栓設備に関する基準)

第39条 次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。))のうち、同表(13)項に掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であるものを除く。)で、延べ面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井(天井のない場合にあつては、はり及び屋根)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井(天井のない場合にあつては、はり及び屋根)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの

(2) 省 略

2-3 省 略

(スプリンクラー設備に関する基準)

第40条 次の各号に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。

(1) 省 略

- (2) 令別表第1(2)項に掲げる防火対象物及び(3)項ロ に掲げる防火対象物(同表(2)項に掲げ同表(16)項イ

る用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものに限る。)

の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が、同表(2)項に掲げるものにあつては1,000平方メートル以上、同表(3)項ロに掲げるものにあつては1,500平方メートル以上のもの

- (3) 令別表第1(3)項ロに掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物(同表(3)項ロに掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものに限る。)の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの

(3) 省 略

(4)

(5) 主たる用途が令別表第 1 (5)項口、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物の地階又は無窓階で、同表(1)項から(8)項まで、(9)項イ及び(12)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

(4) 令別表第 1 (16)項に掲げる防火対象物（主たる用途が同表(5)項口、(7)項、(8)項及び(12)項イ

(6)

に掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物を除く。)の地階又は無窓階で、同表(5)項口、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

(5) 省 略

(7)

2 省 略

3 前項に規定するもののほか、第 1 項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第 2 項第 3 号から第 8 号まで及び第 3 項並びに規則第13条第 2 項及び第 3 項、第13条の 2 第 4 項、第13条の 6、第14条及び 第15条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。  
並びに

4 省 略

(自動火災報知設備に関する基準)

第42条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 省 略

(2) 主たる用途が令別表第 1 (5)項口に掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物（建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ又はロのいずれかに該当するものを除く。）の部分のうち、同表(1)項から(6)項まで及び(9)項イに掲げる用途に供する部分で、その床面積の合計が200平方メートル以上のもの

(2) 小規模特定用途複合防火対象物及び令別表第 1 (16)項口に掲げる防火対象物（これらの防

(3)

火対象物で建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ又はロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(3) 小規模特定用途複合防火対象物及び令別表第 1 (16)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が

(4)

1,000平方メートル以上のもの

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに規則第23条（第4項第1号へを除く。）、第24条（第5号口括弧書、ハ括弧書及びニ括弧書、第5号の2口（イ）括弧書及び（ロ）括弧書並びに第8号の2イ括弧書を除く。）及び第24条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

### 3 省 略

（誘導灯に関する基準）

第45条 令別表第1(5)項口、(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物（同表(16)項口に掲げる防火対象物次に掲げる防火対象物又はその部分（令別表第1(7)項に掲げる防火対象物又はその部分に存するものを含み、同表(7)項に掲げる防火対象物のうち日出時から日没時までの間のみ使用する防火対象物又はその部分で採光が避難上十分であるものを除く。）で、床面積の合計が300平方メートル以上のものには、避難口誘導灯を設けなければならない。ただし、当該防火対象物の階で避難が容易であると認められるもののうち、居室の各部分から主要な避難口（避難階（無窓階を除く。以下この条において同じ。）にあつては規則第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口、避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。以下この条において同じ。）にあつては同号口に掲げる避難口をいう。以下この条において同じ。）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては20メートル以下、避難階以外の階にあつては10メートル以下であるものについては、この限りでない。

(1) 令別表第1(5)項口、(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物又は同表(16)項口に掲げる防火対象物に存するものを含む。）で、床面積の合計が300平方メートル以上のもの

(2) 主たる用途が令別表第1(5)項口、(7)項及び(12)項に掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、主たる用途に供する部分並びに同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供する部分で、その床面積の合計が300平方メートル以上のもの

2 令別表第1(5)項口及び(7)項に掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物又は同表(16)項口に掲げる防火対象物に存するものを含む。）で、床面積の合計が300平方メートル以上のもの（日出時から日没時までの間のみ使用する防火対象物（同表(16)項口に掲げる防火対象物に存するものを含む。）で採光が避難上十分であるものを除く。）又は主たる用途が同表(5)項口及び(7)項に掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、主たる用途に供する部分並びに同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供する部分で、その床面積の合計が300平方メートル以上のもの（日出時から日没時までの間のみ使用する防火対

象物の部分で採光が避難上十分であるものを除く。)には、通路誘導灯を設けなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分については、この限りでない。

(1)-(2) 省 略

### 3 省 略

(連結送水管に関する基準)

第46条 次の各号に掲げる防火対象物の部分には、連結送水管を設けなければならない。

(1) 令別表第1(2)項、(4)項、(10)項、及び (13)項及び (16)項イに掲げる防火  
及び に掲げる防火対象物並びに同表

対象物（小規模特定用途複合防火対象物及び同表(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものを除く。）の地階又は無窓階（1階及び2階を除く。次号において同じ。）で、床面積が1,000平方メートル以上のもの

(2) 主たる用途が令別表第1(10)項及び(13)項に掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物の地階又は無窓階で、主たる用途に供する部分並びに同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

(2) 省 略

(3)

2 連結送水管の放水口は、前項第1号及び第2号に掲げる階にあつてはその各部分から、同項第2号に掲げる屋上にあつては屋上の主たる用途に供する部分の各部分から、それぞれ1の放  
第3号

水口までの水平距離が50メートル以下となるように設けなければならない。

### 3 省 略

4 第1項第1号及び第2号並びに令第29条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）の規定により設ける連結送水管には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。